

平成19年度第1回川崎区区民会議（仮称）地域防災部会 次 第

日 時 平成19年7月20日（金）18時30分
場 所 川崎区役所7階第1会議室

議 題

- 1 部会長の選任について
- 2 審議テーマに係る課題について
- 3 その他

【配付資料】

- 別紙1 第1期 川崎区区民会議委員名簿
- 別紙2 川崎区区民会議専門部会委員名簿
- 別紙3 （仮称）地域防災部会座席表
- 資料1 川崎区地域防災計画
- 資料2 「備える。かわさき」
- 資料3 自主防災の手引き
- 参考1 川崎区区民会議 平成19年度審議テーマ
- 参考2 川崎市自治基本条例 逐条解説書（抜粋）

第 1 期 川崎区区民会議委員名簿

任期 平成 1 8 年 7 月 1 日から
平成 2 0 年 6 月 3 0 日まで

分野順・敬称略

	氏名	分野等	推薦団体	
副 委員長	ダンツカ マコト 弾塚 誠	防災又は地域交通環境の向上など 安全で快適な暮らしを支える分野	川崎区安全・安心まちづくり推 進協議会	
	スヤマ ヨシコ 須山 令子	福祉の推進、健康の増進など幸せ な暮らしを支える分野	社会福祉法人 川崎市川崎区社会福祉協議会	
	ヨシムラ ヤスヒロ 吉邨 泰弘		川崎区医師会 (社団法人 川崎市医師会)	
	モリ タカスケ 森 教祐		川崎区保護司会	
	フルカワ ヒロコ 古川 博子	子育て、教育など人を育て心をは ぐくむ分野	川崎区 P T A 協議会	
	ハセガワ ユキコ 長谷川 幸子		川崎区民生委員児童委員協議会	
	ハラダ アユム 原田 歩	緑の保全、ごみの抑制など自然環 境又は生活環境を向上させる分野	川崎区市民健康の森 海風の森を M A Z U つくる会	
	イノカマ トシオ 猪熊 俊夫	産業の振興、都市拠点の形成など まちの活力を高める分野	かわさきタウンネーヅメント機関運営 協議会 (かわさき T M O)	
	カナイワ イサオ 金岩 勇夫	文化又は観光の振興などまちの魅 力を発信する分野	川崎区文化協会	
	ナカムラ リコ 中村 紀子		特定非営利活動法人 かわさき歴史ガイド協会	
委員長	アイハラ アキラ 藍原 晃	地域住民組織活動、まちづくり活 動など市民自治を推進する分野	川崎区連合町内会	
	イシワタ ヨソウエモン 石渡與惣右衛門		川崎区連合町内会	
	シマダ ジュンジ 島田 潤二		川崎区連合町内会	
	タナベ トミオ 田辺 富夫		川崎区まちづくりクラブ	
	ウオツ トシオキ 魚津利興		その他、各区の 地域特性に応じた 課題に関する分野	企業市民 川崎商工会議所
	バク ヨシジャ 朴 栄子		多文化共生	川崎市ふれあい館 (社会福祉法人 青丘社)
副 委員長	アオキ エミコ 青木 恵美子	公募		
	アライ ケイハチ 荒井 敬八	公募		
	オガサワラ イサオ 小笠原 功	公募		
	ホシカワ タカヨシ 星川 孝宜	公募		

(2 0 名)

川崎区区民会議 専門部会委員名簿(案)

委員氏名(敬称略)	(仮称)シニア世代の 地域参加部会	(仮称)地域防災部会
弾塚 誠		
須山 令子		
吉邨 泰弘		
森 教祐		
古川 博子		
長谷川 幸子		
原田 歩		
猪熊 俊夫		
金岩 勇夫		
中村 紀子		
藍原 晃		
石渡 與惣右衛門		
島田 潤二		
田辺 富夫		
魚津 利興		
朴 栄子		
青木 恵美子		
荒井 敬八		
小笠原 功		
星川 孝宜		
人数計	10	11

川崎区区民会議 平成19年度審議テーマ

平成18年度に実施した「区民会議アンケート」の実施結果などを参考として、川崎区区民会議委員から提出された調査票を基に審議した結果、平成19年度第1回川崎区区民会議において、次のとおり審議テーマを決定しました。

地域コミュニティの充実

【選定理由】

審議テーマに関する調査の結果、各委員からの提案は、子育て・教育、文化・観光、シニア世代の地域参加、地域防災、安全・安心、身近な環境整備など多岐に渡っており、どれも優先度の高い重要な課題であった。

一方、区内では、下並木、小田栄、大師河原、中瀬、港町など工場跡地に次々と大規模マンションが建設または建設が予定されており、急激な人口増加による新たな課題も懸念される。

各委員から提案された地域の課題を解決するためには、行政だけでなく区民もできることから取り組んでいく必要があるが、一度に人口が増えた地域では、人間関係が希薄になると同時に、地域活動の担い手が不足すると思われる。

そこで、生活の基盤である地域のあり方を見つめなおし、地域社会の変化に対応できる自助・共助のあり方を再検討するため、「地域コミュニティ」「地域共同体」といった大きなくくりのテーマを設定し、地域における課題全体を議論していく。

なお、個々の課題については、必要に応じて専門部会を設置する。

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

【説明】

自治運営において市民に保障されるべき権利を定めています。

暮らしやすい地域社会の実現を目的とした自治とは、市民それぞれが尊重され、平和で良好な環境の中で暮らし、活動できることが前提となりますので、(1)から(4)までに掲げる権利の保障の前提として、基本的人権の尊重や生命、自由及び幸福追求などの包括的な権利が保障されることを柱書きに定めています。

また、ここで規定されている権利は、基本的には、この条例で規定する自治運営の基本原則に基づく制度等によってその仕組みや考え方が示され、実体規定を有する別個の条例や手続などによって具体的に保障されていくものとなります。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

【説明】

自治運営において、市民に保障される権利に伴う責務として、4つ掲げています。(1)は特に市民の権利で掲げた4つの権利の前提となる包括的な権利を享受して自治を担うために、(2)は市民の権利や自治運営の基本原則に基づく参加や協働に際してより効果を発揮するために、(3)は市民の権利が保障される市民都市・川崎の方向性を明確なものとするために、(4)は市民の権利が保障される市政の運営が実現されるためのものであるといえます。

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

【説明】

市内で活動する事業者は、地域社会を構成する一員として、市民としての責務を担うほかに、法令遵守の徹底、環境の保全など地域社会への貢献等の社会的責任 (Corporate Social Responsibility) を重視し、地域のまちづくりに貢献していく責務を確認しておくことが必要であるために定めたものです。

なお、この考え方は、一般の企業にとどまらず、自治体や非営利活動団体なども、事業者としての立場で行動する場合には適用されます。

(コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ (居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。) をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

【説明】

コミュニティには、住んでいる地域を単位とした町内会・自治会などや、福祉や環境などのテーマを単位として活動している市民活動団体・ボランティアグループなどがあり、市民は、自由な意思に基づいて暮らしやすい地域社会の実現のためにコミュニティを組織することができます。

したがって、市民と市は、市民が暮らしやすい地域社会を築く上でのコミュニティの役割を認識し、尊重しなければならないこととなります。

また、市は、自治運営の基本原則である協働の原則を踏まえ、コミュニティの自主性や自律性を損なわないよう、自治の推進のための環境づくり、施設等の開放、資金面の援助、人材育成、情報提供などの施策を推進していく必要があります。